

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

氏名 株式会社京葉興業

代表取締役 鈴木 宏和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事職務代理者

秋田副知事 堀井 啓一

許可の年月日 平成27年11月1日

許可の有効年月日 平成32年10月31日



1. 事業の範囲

(1) 業の区分

- 収集・運搬（積替・保管を除く。）
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物を含む」場合はその旨を記載する）
ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃油、エ 廃酸、オ 廃アルカリ、
カ 廃プラスチック類（廃自動車破碎物を含む。）、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、
コ 動植物性残渣、サ 金属くず（廃自動車破碎物を含む。）、
シ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃自動車破碎物を含む、石綿含有産業廃棄物を除く。）、
ス 鉛さい、セ がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、
ソ ばいじん 以上15品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う 産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年11月1日 新規許可
平成27年11月1日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無 以下余白